

高石市空き家バンクの物件登録手順

- 個人所有の一戸建て住宅、マンションが対象です。
- 登録期間は3年間(更新できます。)です。

◆提供したい(売りたい・貸したい)◆

高石市内に空き家をお持ちで物件を売りたい、貸したいとお考えの人は、空き家等の物件登録が必要です。
次の手順に従ってお申し込みください。

① 媒介契約業者の選択

ホームページに掲載されている登録事業者リストから、物件の売買・賃貸借の媒介を希望する登録事業者を選択してください。

② 登録業者と契約

高石市空き家バンクに登録する場合は、登録事業者と事前に媒介契約を専属専任又は専任と結ぶ必要があります。
(登録事業者リストは登録様式一覧をご覧ください)

③ 物件の登録

(1) 空き家バンク物件登録申し込み(物件登録に費用はかかりません。)

登録申込書、登録カード、登録台帳に必要事項をご記入のうえ、**窓口(建築住宅課)**へ直接ご提出ください。
居住地が遠方である等、来庁が困難な場合は一度ご相談ください。

《関係書類》

- 高石市空き家バンク登録申込書(様式第1号)
- 高石市空き家バンク登録カード(様式第2号)
- 高石市空き家バンク登録台帳(様式第3号)

※登録事業者へ届出等の事務を委任することができます。

(2) 現地調査

登録申込の内容により、必要に応じて市の担当者が現地調査を行います。

(3) 空き家台帳への登録

申込み内容を確認した後、空き家バンクへの登録が完了すると、完了通知書を送付します。

《関係書類》

- 高石市空き家バンク登録完了・不登録決定通知書(様式第4号)

(4) 空き家バンクの登録変更・抹消

(3)の登録事項に変更があった場合は、すみやかに**登録変更届出書**を提出してください。

《関係書類》

- 高石市空き家バンク登録変更届出書(様式第5号)

(3)の登録事項を抹消したい場合は**登録抹消申出書**の提出が必要です。
抹消の届出書を受理した後、**登録抹消通知書**をお送りします。

《関係書類》

- 高石市空き家バンク登録抹消申出書(様式第6号)
- 高石市空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)

④ 物件情報の提供

市のホームページ、窓口(建築住宅課)で情報の公開や提供を行います。
※所有者の住所・氏名等の個人情報は公表いたしません。

⑤ 物件の交渉・契約

希望者が現れたときは、登録事業者が物件の交渉をおこない、契約については所有者と利用希望者で売買契約、又は賃貸借契約を交わしていただきます。

空き家バンク運用の注意事項

- ・物件の状況等により、空き家バンクへの登録をお断りすることがあります。
- ・空き家バンクに登録する場合は、市と協定を結んでいる宅地建物取引業者(登録事業者)とあらかじめ媒介契約を締結する必要があります。
- ・登録事業者以外とすでに媒介契約している場合はお問い合わせ下さい。
- ・市は、空き家の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関する媒介行為について、一切の責任を負いません。
- ・空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- ・以上のことをご理解のうえ、お申し込みください。
- ・暴力団等反社会的勢力と認められる者は空き家バンクの利用はできません。

ご不明な点やご相談がありましたら、建築住宅課へご連絡ください。

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号
高石市 土木部 建築住宅課
Tel.072-265-1001 Fax 072-263-6116